

# 古代日本の衣服変遷とその背景

野澤 美緒

(山本 淳子ゼミ)

## 目次

はじめに

第1章 古墳時代の衣服

第2章 飛鳥・白鳳時代の衣服

第3章 奈良時代の衣服

おわりに

## はじめに

日本の衣服で代表的なものを挙げたとき、ほとんどの人が現代でもよく着られている着物や、平安時代で有名な十二単などを思い浮かべるのではないだろうか。だが、あえて私は古代前期の衣服に注目する。その理由としては、以下の二つの通りである。

まず、前述した着物や十二単は日本独自の衣服の形といってもいいだろう。しかし、それ以前にももちろん日本の衣服は存在するはずであるし、その土台となったのが古代前期の衣服であると考えられるからだ。

次に、私が古代の衣服で最も着目したのが衣服の襟の合わせ方である。現在でも着られている着物は右衽、つまり左側が前面に出ているのに対して、古代の衣服ではほとんど全てが左衽であったのだ。

本論では、古代の中でも左衽から右衽へと移行する期間の古墳時代から奈良時代に焦点を当て、変遷していくにあたり、衣服形態の変化や大陸からの影響など、どのような背景があったのかを見ていきたい。なお、衣服変遷にあたっては、あくまで形態のみ<sup>1</sup>を見ていく。

## 第1章 古墳時代の衣服

古墳時代<sup>2</sup>は、前期・中期・後期の三つの時期に分けられ、前期は3世紀末から4世紀後半、中

期は4世紀末から5世紀後半、そして後期は5世紀末から6世紀中頃までとされている。そして、この古墳時代の服装を知る方法としては『古事記』や『日本書紀』の文献、そして人物埴輪が挙げられる。しかし、人物埴輪については、その登場時期が5世紀代であることから、それ以前の衣服についてをはっきりと見ることはできない。

ではまず、文献から男女の衣服の基本的な構成を見ていきたいと思う。男性の衣服構成においては『古事記』の「伊邪那岐命と伊邪那美命」からその様子を窺うことができる。

故、投げ棄つる御杖に成れる神の名は、衝立船戸神。次に、投げ棄つる御帯に成れる神の名は、道之長乳齒神。次に、投げ棄つる御囊に成れる神の名は、時量師神。次に、投げ棄つる御衣に成れる神の名は、和豆良比能宇斯能神。次に、投げ棄つる御禪みはかまに成れる神の名は、道ちまたのかみ俣神。次に、投げ棄つる御冠に成れる神の名は、飽咋之宇斯能神。次に投げ棄つる左の御手の手纏てぢりに成れる神の名は、奥疎神。次に、奥津那芸佐毘古神。…中略…次に投げ棄つる右の御手の手纏てぢりに成れる神の名は、辺疎神。<sup>3</sup>

(『古事記』「上巻 伊邪那岐命と伊邪那美命 六、みそぎ」)

上記の場面は、イザナギが身体のけがれを清める禊の話である。禊をする際に、脱ぎ捨てたものとして、杖、帯、囊、衣、禪、冠、左の手纏、右の手纏の順に脱いだことが分かる。つまり、これらがイザナギが着用していたものであることが窺える。

また、似たような話として『日本書紀』イザナギとイザナミの話でも、イザナギの衣服構成を窺うことが可能である。

## 古代日本の衣服変遷とその背景

…前略…其の杖を投げたまふ。是を岐神と謂す。又其の帯を投げたまふ。是を長道磐神と謂す。又其の衣を投げたまふ。是を煩神と謂す。又其の禪みはかまを投げたまふ。是を開齧神あきぐひのかみと謂す。又其の履を投げたまふ。是を道敷神と謂す。<sup>4</sup>  
 (『日本書紀』「卷第一 神代上 [第五段] 一書第六段」)

『古事記』と比べると、『日本書紀』の方がイザナギが身に着けていたものは少ないが、二つの話では「杖」「帯」「衣」「禪」という共通点が見られる。ここで、特に注目したいのが「禪」である。『古事記』も『日本書紀』もイザナギが投げたものが神となっているが、よく見ると『古事記』では「道俣神」に、『日本書紀』では「開齧神」と異なっている。まず前者の「道俣」とは、解説によれば「道が別れるところ」とされている。そして後者の開齧神では『日本書紀』に「岐は村境の辻などにいる道祖神に多くの食物を捧げる場所であり、その食物が鳥獸に食い荒らされたさまを、飽きるほど食った食い残しと見たもの」と説明している。この両者で、「分かれ道」や「岐」が連想されることから、禪は股が別れたものが連想できる。次に女性の衣服構成だが、これについては『古事記』の「景行天皇」から窺うことが可能である。

爾しかくして、其の樂の日に臨みて、童女の髪みの如く、其の結へる御髪を梳り垂れ、其の姨の御衣・御裳もを服て、既に童女の姿と成り、女人の中に交り立ちて、其の室の内に入り坐しき。<sup>5</sup>  
 (『古事記』「中巻 景行天皇 三、倭健命の熊曾征伐」)

この話は、小碓命が熊曾建らを討ち取るため、叔母の「衣」と「裳」を着用して女装し、侵入するものである。「裳」はスカート状の下衣を言うが、いずれにせよ男性である小碓命が女性である叔母の衣服を着用して女人の中に紛れ込むというのは、女性がこの衣服を着用していたという動かぬ証拠ではないだろうか。

以上、文献から男女の衣服構成を見てきたが、ここでは男性は「衣と禪」そして女性は「衣と裳」の

姿が見られた。上記の話だけではなく、衣服の描写がある話では同じように「衣」「禪」「裳」の字がよく見られることから、男女の衣服構成はこれらだと考えてよいだろう。しかし、文献だけでは詳しい形を見ることは不可能である。そこで、次は人物埴輪から詳しい衣服の形を見ていきたいと思う。



(図1) 髭の武人1 (千葉県人形塚古墳)

まず、男性埴輪で千葉県千葉市人形塚古墳出土の「髭の武人1<sup>6</sup>」(図1)を見てみると、細い筒袖・腰下丈の上衣とズボン状の下衣を着用していることが窺える。先ほど文献で衣服構成を見た際に、男性の禪は股が別れたものと述べたが、この埴輪をみても、股が別れていることから、これが「禪」と見て間違いのないであろう。そして、文献では上衣は「衣」と表現されていただけでその形は不明であった。しかし、埴輪を見ると前述した上衣であることが見られ、そして何より、襟の合わせ方が左衽であることが窺える。

次に、女性埴輪の群馬県伊勢崎市豊城町横塚出土の「埴輪盛装女子<sup>7</sup>」(図2)を見ると、上衣は男性埴輪と同様に、細い筒袖と腰下丈の上衣、下衣はスカート状のものを履いている。この裳だが、縦の線が彫刻されている。これはスカートの襞を表したものではないだろうか。そして、女性埴輪もやはり左衽である。

ところで、女性埴輪には袈裟状衣を身に着けた巫女と呼ばれる埴輪が存在する。しかし、袈裟を纏っていることは分かっても、埴輪からでは詳細な衣服は分からない。群馬県大泉町古海出土の埴輪「腰かける巫女<sup>8</sup>」(図3)は、袈裟状衣とタス



(図2) 埴輪 盛装女子  
(群馬県伊勢崎市豊城町横塚)



(図3) 埴輪 腰かける巫女  
(群馬県大泉町古海出土)

キを掛けていることが図から窺えるが、袈裟状衣の下に何を着用しているのかは不明である。考えられるものとしては、①袈裟状衣を纏っていることから、下半身のスカートに見えるものは袈裟の延長線上のもの。②袈裟状衣の下に同じく衣と裳を着用している。この二つであろう。

塚田良道氏の『埴輪を知ると古代日本人が見えてくる<sup>9)</sup>』では、はじめて女性埴輪に「巫女」という名称を当てたのは後藤守一氏<sup>10)</sup>だと述べていた。彼が女性埴輪を巫女と根拠づけた理由は、袈裟状衣と腰に鈴鏡を下げていることからである。そして後藤氏は注目した『万葉集』の大伴坂上郎女の神を祭る歌<sup>11)</sup>から、袈裟状衣を「オスヒ(襲)」と解釈したのだ。『延喜式』大神宮装束では、このオスヒについて「帛帛意須比八條。長二丈五尺。廣二幅」と説明している。二丈五尺は約7m 50cm、そして二幅は約132cmであり、長大な長方形の布であることが窺える。しかし、女性埴輪が身に纏っていたのは本当にオスヒなのだろうか。

同じく、『埴輪を知ると古代日本人が見えてくる』において、塚田氏は高橋健自氏の主張<sup>13)</sup>を「一枚の布を脇の下を通してから右肩で留める、そうすると布の両端が並行して反対側の脇に飛び出る」と解説し、高橋氏も塚田氏もそれほど長大な布とは考えていない。実際に塚田氏は長さ180cm、幅60cm程度のバスタオル程度の布を用いて検証をし、結果として女性埴輪の袈裟状衣と同形となったことを述べている。

また、増田美子氏の『日本衣服史<sup>14)</sup>』では前述した『延喜式』の成立時期と古墳時代との間に相当の隔たりがあることや、塚田氏ら同様にオスヒである場合、大きすぎるとしている。

このように、上記の三者は後藤氏の「袈裟状衣=オスヒ」とは反対の主張をしている。ここから、高橋氏や塚田氏が言うように、袈裟状衣が長大な布ではなくもっと短い布であれば、②と考えられ、巫女と呼ばれる女性埴輪はその下には同じく衣と裳を纏っていたことになるのではないだろうか。

さて、これまで筒袖の「衣」、ズボン状の「禪」、スカート状の「裳」、そして「左衽」という特徴を見てきたが、この衣服の特徴から、増田氏はこの時代の日本の衣服は「胡服」系統のものであると述べている。しかし、胡服は「中国北方民族の胡人の着る服。筒袖、左衽の上衣にズボン状の二部式で騎馬に適する<sup>15)</sup>」とされているように、女性の裳についての言及が見られない。だが一方で、上記の胡服の特徴と男性埴輪で見てきた姿は共通している。では、日本の衣服はどこから伝来してきたものなのだろうか。

ここで、当時の中国の服装を見ていきたいと思う。人物埴輪が登場してきた5世紀代の中国は南北朝時代である。4世紀初に中国内の政治的混乱に乗じて北方の遊牧民族が華北に侵入を経た南北朝時代は戦争や民族の移動によって異民族と漢民族という民族間の交流や融合の強化された時代である。その影響は服飾文化にも同様に与えられ、胡服と漢服という異なった衣服が相互に作用し発展した<sup>16)</sup>。

華梅氏の『中国服装史<sup>17)</sup>』では、南北朝時代を含む魏晋南北朝時代の最も典型的な服を「褲褶(袴褶)」としている。褲褶はもともと北方の遊牧民族の服であり、上が衣、下が袴の形をしている。まず、注目するのが「褲」である。褲は『釈名<sup>18)</sup>』によると「両足がそれぞれ別の袴の筒に分かれている」とされており、こちらが下衣であることが窺える。この褲褶だが、民族間の往来に伴い、漢民族の軍服化へと発展されるのだが、これが礼服に用いられる際には袴が二本の筒に分かれていることが皇帝の前では不敬であることから、筒を太くして裙、つまりスカート状の下衣の効果を出したという。しかし、それによって軍事における場面などで動きが不便になってしまうことから礼服

## 古代日本の衣服変遷とその背景

と軍服の両者を兼ね備えた「縛袴<sup>19</sup>」が誕生したのである。先の男性埴輪の「髭の武人」を見てみると、同じように幅の広いズボンと足には脚結が見られ、中国における縛袴と大変類似している（図4）。



（図4）武人俑（早稲田大学東洋美術陳列室蔵）

ただ、袴褶の「褶」だが『急就篇<sup>20</sup>』によると「褶は重ね着の中で最も上品で、袴の上に羽織り、その形が袍に似ているが、丈が短く袖が広い。それは一説に左衽の人の袍である」とされているように、ここでの上衣は袖が広いことが窺える。そのため、埴輪のような筒袖であるとは考えられない。つまり、一概に中国からの衣服とは言えないのではないだろうか。

ここで、途中だが女性の衣服のルーツを見ていきたい。前述したように、胡服の意味には女性の裳は言及されておらず、その様子を窺うことはできない。しかし、筒袖と左衽の上衣という点は共通である。では、女性の衣服のルーツはどこに求められるのだろうか。

塚田氏と増田氏は女性の衣服のルーツを朝鮮半島に求めている。例えば高句麗水山里古墳壁画の侍女<sup>21</sup>（図5）を見てみると、筒袖と左衽の上衣と襜のあるスカート状の下衣が窺え、女性埴輪の姿と共通している。

しかし、女性の衣服のルーツを朝鮮半島に求めたとき、男性の衣服はそれとは異なる別の国からの衣服を導入したということになる。果たして、上衣が男女で共通しているのに男女で異なった国から衣服を導入するだろうか。ここで、改めて男

性の衣服のルーツを考えたいと思う。

上記の疑問点から、男性ももともとは朝鮮半島から衣服を導入したのではないかと考える。胡服とは騎馬に適した衣服であるが、この衣服が日本に普及したのは日本への馬の導入が背景にあるのではないだろうか。尾崎孝宏氏<sup>22</sup>によれば、現在のところ日本に確実に馬が出現したのは4世紀末であり、5世紀後半には多くの馬が渡ってきたとされ、以降日本で乗馬の風習が盛んになるといえる。そして、それは馬具や馬の甲冑などの形態的な特徴から朝鮮半島南部から渡来したと考えられている。高句麗の徳興里古墳天井画の狩獵図（図6）を見てみると、筒袖と左衽の上衣とズボン状の下衣であることが窺える。

つまり、馬と同時に騎馬に適した服が朝鮮半島から来たということになるのではないだろうか。だが、問題は徳興里古墳の天井画の衣服には膝下に紐などが見られないことだ。

ここで前述した縛袴についてだが、これは倭の五王と南朝の関係にあると思われる。倭の五王は



（図5）侍女（高句麗水山里古墳 奥室の西壁）



（図6）狩獵図（徳興里古墳 前室の東側天井）

南朝に幾度も朝貢を行っていたが、五王の内、倭王済と武が「都督」という軍職の役職を授かっている。塚田氏が言うには、当時南朝では武官が襦褶を着用していたという。倭王済が都督を授かったのが451年、倭王武は478年に南朝の宋に上表文を送り、都督を授けられている。この倭王の影響によって中国の衣服が全国に普及したと考えれば、人物埴輪の登場時期が5世紀代であることを見ても、時期的にも合致しているといっても良いのではないだろうか。

以上から、男性の衣服のルーツは朝鮮半島からの胡服系統の衣服に中国の縛袴が融合したと考えられる。そうであれば、女性の衣服のルーツが朝鮮半島としてもおかしくはないだろう。

## 第2章 飛鳥・白鳳時代の衣服

飛鳥時代<sup>23</sup>とは、飛鳥の地に都があった時代を指すが、政権の所在地を時代区分の基準にすることに無理があり、また、飛鳥時代の範囲というものも諸説ある。本論では、その中でも推古天皇が飛鳥豊浦宮に即位した崇峻天皇5年(592)から元明天皇が平城京に遷都する和銅3年(710)を見ていきたいと思う。

また、本論の内容より飛鳥時代をさらに区分し、美術史上の時代区分の一つである白鳳時代と二つに分けて考えたい。なお、崇峻天皇5年から飛鳥時代とし、白鳳時代<sup>24</sup>は大化元年(645)から和銅3年(710)までとする。

ではまず、飛鳥時代の衣服を見ていきたい。飛鳥時代では、隋との国交開始や冠位十二階や憲法十七条が制定され、内政の整備や中央集権国家への形成が進められた他、仏教の伝来によって文化的にも発展した時代である。このような事柄の背景には中国や朝鮮半島といった大陸との交流の発展が存在する。では、こうした大陸との交流や、それによって文化の発展が起こった時代で、古墳時代からの衣服の変化は見られたのだろうか。

飛鳥時代の衣服については、まず『隋書』倭国伝<sup>25</sup>にその様子が見られる。まず、男性においては「その服飾は、男性は裙襦を着るが、その袖は微小である」とされているように、「裙襦」という服飾を着ており、またその袖が小さいということが窺

える。次に女性においては「婦人は髪を後ろに束ね、また裙襦・裳を身につけ、みなひだかざりがある」というように、古墳時代と変わらずに下衣には裳を履き、そして男性同様に裙襦を着用していたようである。では、男女で共通して見られる「裙襦」とは一体何なのだろうか。裙襦を考えるにあたって、まずはこの文字を別々に見ていきたい。

「裙」とは日本服飾史<sup>26</sup>の用語解説によると、下半身に纏うものであり、裳と同義語である。また、増田氏によれば、髪をたたんだスカートとしている。つまり、裙というのは、スカート状の下衣である。

次に、「襦」だが、襦<sup>27</sup>は朝鮮の民族衣装の上着である「チョゴリ」の意である。チョゴリの特徴として、和服同様の右衽の襟合わせと筒袖、そして胸元で紐を結んでいるということが挙げられる。だが、もちろんここで挙げたチョゴリと飛鳥時代における襦ではその意味は異なってくるだろう。なぜなら、前述したように『隋書』における男性の服飾の説明として、「その袖は微小」としたように、そこまで袖口の広い袖ではないだろう。しかし、後に見ていくが当時の袖と、現在も見られるチョゴリの袖ではその袖口の大きさは異なる。そして何より、当時の日本では左衽なのだ。だが、いずれにせよ襦というのは上衣を指していることが分かった。

実は、中国の服装の一つに「襦裙」というものがある。華氏によると、襦裙は唐代の女性が着用していた服飾であり、「襦裙はおもに、上が短い襦あるいは衫、下が長い裙」としている。この短いのは襦の特徴であり、また筒袖と広袖の2種類があった<sup>28</sup>という。

以上、襦裙は唐代の女性の服飾であることが分かった。表記は異なるが、『隋書』倭国伝には「裙襦」という文字が見られ、これは唐で着用されたものと同じ意味合いであると考えてよいだろう。実際に『隋書』の帝紀・列伝は貞観10年(636)の唐の時代に成立し、襦と裙は唐以前にも着用されていたようである。

これらから、『隋書』倭国伝に表記されていた裙襦というのは、飛鳥時代に日本人が着用していたものが中国にとっては襦裙のように見えたのではないだろうか。

しかし、このままでは男性は筒袖の短い襦とス

## 古代日本の衣服変遷とその背景

カート状の裙を着用していたということになる。これだけ見れば、男性は古墳時代に履いていた褌を脱いで古墳時代の女性の服飾へと変化したことになる。だが、女性は男性同様に裙襦を着用し、さらに裳も着用している。言い換えれば、スカートにスカートを合わせて履いていたということになる。本当に男性は古墳時代の女性のように衣と裳といった二部構成になったのだろうか。

こうした疑問が残る中で、『日本書紀』では推古天皇13年(605)閏7月に聖徳太子が諸王・諸臣に対して「<sup>ひらみ</sup>褶」の着用を命じている。

閏七月の己未の朔に、皇太子、諸王・諸臣に命せて、褶を著しむ。<sup>29</sup>

(『日本書紀』「卷第二十二 推古天皇(十二年四月-十四年四月)六. 仏師鞍作鳥」)

褶については、第一章の中で中国の魏晋南北朝時代の中で最も典型的な服として「褲褶」を述べたが、中国における褶は上に着用する上衣であった。では、日本でも同じく上に着用されていたものなのだろうか。

『日本書紀』の解説によると褶は礼服の一つで、男性は袴の上に、そして女性は裳の上に着用したとされている。また、『令集解』の古記には「褶、謂似婦人裳也<sup>30</sup>」とされていることから、褶はスカート状のものであることが窺える。つまり、日本における褶は下衣であり、上衣である中国のものとは異なる。これは言い換えれば、この時代の衣服は中国からの影響ではないということになる。

ここまで、『隋書』倭国伝では「裙襦」を、そして『日本書紀』では「褶」を飛鳥時代の男性と女性は着用していたことが分かった。しかし、ここで問題が生じる。前述したようにスカート状のものを示す言葉として、前者では「裙」、そして後者では「褶」と別の語が用いられている。しかし、ともに襷があるスカートという点は共通している。そういった意味では、裳もこの二つと同義語であり、実際に「裳」「裙」「褶」はいずれも「も」と読むことができる<sup>31</sup>。

中国にとって裙襦と同様の特徴を持つ短い上衣と筒袖、そして聖徳太子が着用を義務付けた褶だが、中宮寺の天寿国繡帳<sup>32</sup>からその様子を窺う

ことができる。(図7)(図8)



左から、

(図7) 天寿国繡帳男性像、(図8) 天寿国繡帳女性像  
(聖徳宗中宮寺、奈良県生駒郡斑鳩町)

これらの図からは、古墳時代の人物埴輪で見られた袖よりは広いものの筒袖と腰下丈の上衣、そして男性は下位に袴、女性は裳を着用していることが窺える。なお、天寿国繡帳からは左衽かどうか不明であるが、後に語る高松塚古墳壁画の人物たちは左衽であることから、天寿国繡帳の人物が着用している衣服も左衽であると考えてよいだろう。そして、上図の両者を見るとそれぞれ上衣と袴もしくは裳の間に襷のあるスカート状のものが見える。前述した褶の解説とも一致していることから、これが褶であると思われる。そしてこれが中国にとって裙に見えたのだろう。

この褶という服飾だが、増田氏によると新羅からの影響を強く受けているという。その根拠として増田氏は二つ挙げている。

まず、一つ目の根拠として挙げているのが「章懐太子李賢墓壁画」の外国使節(図9)である。この使者は一般的に新羅か高句麗の人物と言われているが、増田氏は新羅からの使者と考えている。というのも、章懐太子は生没654年から684年の人物であり、その間の676年に新羅が朝鮮半島を統一したことを考えて壁画の使者を新羅の者である可能性が高いとした。そして、その使者を見ると腰下丈の上衣とズボン状の下衣を着用しており、その間に襷をたたんだものが見える。これは、実は7世紀の新羅・百濟・高句麗の三国の中でも新羅の衣服のみに見られる特徴である。



(図9) 礼賓図壁画：章懐太子墓墓道東壁  
(陝西省県乾陵陪葬墓出土)

次に、二つ目の根拠として『旧唐書』倭国伝において、「衣服之制、頗類<sub>二</sub>新羅<sub>一</sub>」<sup>33</sup>とされているように、当時の日本の衣服制が新羅と非常に似ていたことを挙げている。例えば、冠位十二階<sup>34</sup>の色は従来、徳・仁・礼・義・智をそれぞれ紫・青・赤・黄・白・黒に配色していると考えられている。しかし、増田氏は紫冠は大臣位の冠であること、そして当時であれば大臣の位を独占していたのが蘇我氏であり、また、徳位は小野妹子や高向玄理であったことから、冠が同じ紫だとは考えられないということから、徳の位を紫にすることを問題としている。

そこで、増田氏は冠位十二階を引き継いだ七色十三階との関係から、冠位十二階の各位に真緋・青・赤・黄・白・黒を配色し、その上の大臣位に紫を位置づけた。そして、当時冠位十二階がこの配色であったと仮定すると、紫・緋・青までが新羅のものとも一致しているのだ。

以上の根拠から、増田氏の言う通り、褶は新羅の影響だと考えてよいだろう。しかし、褶を新羅からの影響であるとしても、当時の日本の服装全体を新羅に近い胡服系に求めるのは時期尚早ではないだろうか。先の天寿国繡帳の服装を見てみたい。第一章では衣服のルーツの起源を朝鮮半島に求めたが、天寿国繡帳で見ると、袖口は人物埴輪と比較すると広がっているが筒袖の腰下丈の上衣と男性は袴、女性は裳の上下二部構成であることは変わらない。そこに褶が加わっただけである。

だが、天寿国繡帳において、襟元を見てみるとすべてが盤領（詰め襟）である。第一章では触れなかったが、増田氏によると人物埴輪では男性は盤領形式・垂領（和服の襟形）形式・丸領（Tシャツの襟形）形式が見られ、また、女性は大半が丸領形式だという。しかし、高句麗古墳でみた男性も女性も垂領であり、章懐太子李賢墓壁画の新羅の可能性が高い使者も垂領である。ただ、新羅は朝鮮半島を統一する前の649年に唐風の服飾へと変えている。章懐太子李賢墓壁画の使者はそのゆったりとした衣服から、服飾を唐風へと変えた後の衣服であることが窺えるため、唐風服飾前の新羅の衣服でないことだけ注意したい。いずれにしても、高句麗も新羅も盤領形式ではないことが分かった。だが、だからと言って、百済に天寿国繡帳の姿を求めることはできない。曹圭和氏<sup>35</sup>によると、『魏書』において百済の服飾は高句麗とほとんど同じと記されているという。それを考えると、百済の襟も垂領だった可能性が高い。そうであれば、襟の形だけは日本独自のものだったとも考えられる。

このように、残念ながら飛鳥時代の衣服について、どの国の影響だったのかその姿を追うことはできなかったが、日本における褶が中国とは異なるものであること、また新羅からの影響であることが高いことから、飛鳥時代ではまだ襟の形の問題を残してはいるものの、中国ではなく朝鮮半島の衣服を継続して着用していたということが分かった。実際に、前述したように飛鳥時代での衣服は古墳時代と変わらず、筒袖と腰下丈の上衣、そして男性は袴、女性は裳という上下二部構成であり、そこに褶が加わっただけの変化である。

次に、白鳳時代の衣服について述べていきたい。日本と唐の関係について、飛鳥時代の630年から、日本は唐へと遣唐使の派遣を開始し、菅原道真がこれを停止する894年まで約20回の計画がなされ、内、13回が実際に唐へと赴いたとされている。また、白鳳時代は逆に唐からの使者の来日も多い<sup>36</sup>など、この時代ではこれらを通じて唐との交流が盛んになり、結果として唐の文化に触れる機会が多くあったのではないかと思われる。

実際に、673年に飛鳥浄御原宮で即位した天武天皇は、天皇中心の中央集権国家を確立し、様々な改革に着手してきた。その中には条坊制を持つ

藤原京の造営など、唐に倣った政策を多く実行しており、それは服飾にまで及んだ。その服飾改革として、まず天武天皇は天武11年(682)3月に服装の禁止令を出している。

親王より以下、百寮の諸人、今より已後、位冠まへもと禪はばきも・褶たすき・脛裳ひれ、着ること莫れ。亦、膳夫・采女等の手纏たすき・肩巾、此には比例と云ふ。並に服ること莫れ<sup>37</sup>  
 (『日本書紀』「卷第二十九 天武天皇 下(十一年三月-四月)八、服装の禁令と僧綱制などの整備」)

このように、天武天皇は「位冠」「禪」「褶」「脛裳」「手纏」「肩巾」の着用を禁止している。褶は、飛鳥時代に着用されていたものと思われるが、他はどういったものなのだろうか。まず、禪は『日本書紀』の解説において「前裳」つまり前掛けの意味ではないかとしている。脛裳<sup>38</sup>は「脛巾」と同義であり、これは後の脚絆(脛に巻いて纏うもの)にあたる。そして、手纏は袖が物に当たらぬようたくし上げるためのものであり、肩巾は領巾もしくは比礼とも書かれ、肩にかける薄く長い布である。また、禁止された位冠は天智朝の冠位二十六階にあたるが、これが飛鳥時代の冠位十二階を引き継いでいると考慮すると、天武天皇が禁止したこれらの服飾は飛鳥時代以前に着用されていたものである。『日本書紀』において、上記の詔は「中国の服装に変えるための禁令」とされていることから、新しい服装への移行と普及のために飛鳥時代以前のを捨てさせたのだろう。

そして、服装禁止令を出した2年後の天武13年(684)の閏4月に、今度は衣服の着用についての詔を出している。

男女、並に衣服は襦すそつきあ有り、襦無き、及結紐・長紐、任意のままに服よ。其れ会集はらむ日に、襦衣を着て、長紐を著けよ。唯し、男子のみは、圭冠ほしはかがより有らば冠して、括緒禪くくりをのはかまを着よ。<sup>39</sup>

(『日本書紀』「卷第二十九 天武天皇 下(十三年閏四年-十月)十、軍事的進止と威儀の高揚、八色の姓の制定」)

ここでは、「襦」「結紐」「長紐」「圭冠」「括緒禪(袴)」の服飾が出てきた。上記の詔では、これらの着用に関する言及をしているが、日常においては男女共に襦の有無、そして結紐・長紐のどちらを付けるかはそれぞれの任意としている。しかし、朝儀においては、襦と長紐の着用は絶対で、男性のみ圭冠があれば被らせ、括緒禪の着用を命じている。では、これらを簡単に説明したい。

まず、襦は衣服の裾につけた横布であり、これは中国風の服飾でもある。増田氏によると、唐代では漢民族の士人としてふさわしいものにするように、とのことから襦を加える建議がなされたという。また、唐から宋の時代に移り変わっても襦は着用されていたことから、中国において襦は大変重要なものだったのではないだろうか。

次に結紐と長紐の違いだが、『日本書紀』の解説では短い紐を結紐、文字通り長い紐を長紐と言い、結んだ際に余った紐が垂れるとしている。

圭冠の「圭<sup>40</sup>」の意味だが、その形の上部は尖り、下部は四角い。圭冠は上部は丸みを帯びているものの、圭の形に似た冠である。そして、括緒禪は裾の周りに通した紐をくるぶし辺りで結ぶ下衣である。

襦や長紐などの服飾が窺える資料としては高松塚古墳壁画の女子群像と男子群像が挙げられる。(図10)(図11)

図からは、これまで見てきた腰下丈の上衣とは異なり、男女共にゆったりめの丈の長い上衣を纏っている。その上衣の下部に横線が見られるが、前述した襦の特徴から、その線より下の横布が襦



左から、

(図10)：高松塚古墳・東壁男子群像

(図11)：高松塚古墳・西壁女子群像

(奈良県高市群明日香村)

であると思われる。また、襟の形も斜めに合わせた垂領で左衽であるという点も男女共通である。

胸元と腰に付いている紐だが、女性は胸元には長紐を付けている者と、蜻蛉頭（ボタンのように輪を掛けるための突起）を付けている者がいる。そして腰は長紐を着用していることが窺える。しかし、男性の場合、胸元は不明だが、腰紐においては女性同様に長紐であることから、胸元も長紐か蜻蛉頭だったのではないだろうか。

増田氏によると、埴輪に見られた襟の留め方は全て紐結びであったことから蜻蛉頭を結紐と考え、これを唐から伝来したものだとしている。確かに、図1、2の埴輪と高松塚古墳壁画で見られる長紐の結び方は共に蝶結びである。長紐が古来の伝統的なものであるとするならば、増田氏の指摘通り蜻蛉頭は中国からの影響であると考えられる。

また、男性の袖口からは內衣の袖が見られ、女性は襦の下に襜のある別生地が見られることから、襦のある上衣は外衣であり、男女で見られる別生地は內衣であると思われる。加えて、女性の裳の裾には襜の飾りあるいは裳の下の裾の襜と思われるものも確認できる。いずれにせよ、男女共にこの時代では重ね着をしていたことがはっきりと窺える。

この外衣に関して「袍」と解説しているものもあるが、袍の特徴は襟の形が詰め襟式の盤領である。袍は中国においても着用されていたが、中国では襟の形が円領、つまり日本で言うところの丸領であった。しかし、高松塚古墳壁画の男女は垂領であり、また増田氏も『日本書紀』での袍の初見が前述した詔より後であったことから袍の出現は天武朝の終わり頃に唐から入ってきたのではないかとしている。少なくとも、高松塚古墳壁画が描かれた頃にはまだ袍は日本では着用されていなかったと思われ、従来の上下二部構成に襦が取り付けられたのだろう。

以上、高松塚古墳の男子群像、女子群像の衣服について特徴を述べてきたが、圭冠と括緒褌は見られなかった。というのも、高松塚古墳の男性たちが被っている冠は「漆紗冠」とされているのだ。実は『日本書紀』において、服装禁止令が出された同年の4月に「男夫始めて髪結ぐ。仍りて漆紗冠を著く<sup>41</sup>」と、男性が初めて漆紗冠を着用したことが記されている。中国では、唐代の男性の主

要な服飾の一つに「幘頭」があるが、これは、頭部を包む被り物で、布の四隅に帯紐を施し、後頭部と前方に回して髻（髪を頭上に束ねたもの）を結んだものである。この幘頭と漆紗冠は同形とされている。また、増田氏によると括緒褌も唐初に流行していた形式の袴だという。

これらから、天武13年の詔と高松塚古墳壁画での衣服は窺えるものが異なるものもあったが、どちらにせよ中国の衣服がこの時代には取り入れ始められたということが窺える。だが、完全に模倣するのではなく、従来の衣と褌、もしくは裳といった上下二部構成に襦を付ける、朝儀には古来の長紐を付けるなど、唐風と日本風の両方の衣服が見られる。

しかし、括緒褌の着用が命じられるも朱鳥元年(686)の7月には禁止した脛裳の着用を認めている。増田氏はこれに関して、中国風の袴の製作技術の困難からその普及が遅れたことを指摘している。つまり、やむを得ず脛裳の着用許可を出したのだろう。

天武天皇没後、即位した持統天皇、そして次の文武天皇によって唐風化政策はさらに進められ、文武朝には完全に唐の服飾制度と一致した。文武天皇は大宝元年(701)に大宝律令を制定し、衣服令では唐制度の導入の一環で漢民族の服制を模倣した「礼服(朝賀・即位等の大儀に着用)」「朝服(朝廷内で着用)」「制服(公務の際に着用)」の三公服の服制が成立した。『続日本紀』では、「新服制」で朝服に関する大宝衣服令の規定について記されている。

うるしのかがより  
皆、漆冠・綺帯・白襪・黒革烏。その袴は、  
しろきくくりくちのかま  
直冠以上の者は皆白縛口袴、勤冠以下の者は  
しろきははきも  
白脛裳。<sup>42</sup>

(『続日本紀』「卷第二 文武天皇 大宝元年三月 新服制」)

注目したいのは、「漆冠」「縛口袴」「脛裳」である。まず、漆冠だが『続日本紀』の解説で「漆紗冠と同じようなものか」とされていた。天武朝の漆紗冠は唐の幘頭と類似していることから、唐風化政策を天武朝・持統朝から引き継いできた文武朝でも使用されていてもおかしくはないだろう。

次に、縛口袴は括緒褌と同様、くるぶしの上で紐を括る袴である。前述したように括緒褌は唐で

流行していた衣服であると増田氏が述べていたことから、括緒褌に連なる縛口袴も唐からの影響であると考えても良いと思われる。

しかし、脛裳に関しては唐からの影響ではなく、天武朝時代で一度着用が禁止された古くからの日本の装いである。禁止された後、袴の製作技術の困難から再び着用を許可されたが、それが文武朝においても着用されている。だが、それも永続的ではなく、脛裳の着用は慶雲3年(706)に廃止され、白袴の着用に改めている。

ここまで、飛鳥時代、白鳳時代と述べてきたが、この時代では基本的な衣服構成として古墳時代から着用されていたものが白鳳時代になるにつれて唐の衣服の影響を色濃く受け、変化していることが窺えた。しかし、白鳳時代当初は完全に唐を模しているのではなく、朝鮮半島の影響を受け、日本の衣服として着用されていたものも着用されているということに注目したい。

### 第3章 奈良時代の衣服

奈良時代<sup>43</sup>は平城京に遷都された和銅3年(710)から始まるとされている。ところで、この平城京であるが、これは唐の都である長安を模倣したものとされている。このように、奈良時代とは都を舞台に中国文化の影響を強く受けた本格的な貴族文化が展開された時代なのだ。

さて、奈良時代の衣服で特に注目したい点は養老3年(719)2月に初めて全国民に対し右衽にするように命令が下されたということである。『続日本紀』の「右襟・把笏の制」において、この命が見られる。

二月壬戌、初めて天下の百姓をして、襟を右にして、職事の主典已上に笏を把らしむ。<sup>44</sup>  
 (『続日本紀』「卷第八 元正天皇 養老三年正月 - 四月 右襟・把笏の制」)

このように、古来の様式である左衽から全国民に対して右衽にするように、そして同時に主典以上(長官・次官・判官・主典の四等官)に対して笏を持つようにすることを指示している。『続日本紀』の解説によると、これらは「前年帰国した遣唐使のもたらした唐朝の制度に関する知識」で

あるという。では、中国における左衽とは一体いかなる意味を持っていたのだろうか。

中国の漢民族にとって左衽とは未開民族、つまり蛮人の風俗であるという認識であり、これを軽蔑していたのだ。左衽は前述してきたように胡服の特徴であり、北方の遊牧民族が着用していたのである。この左衽を蛮人の象徴として侮蔑していた中国であるが、実は中国と胡服との繋がりというのはとても深い。第1章で南北朝時代は異民族と漢民族の民族間交流が服飾文化にも影響をもたらし、胡服と漢服が相互に作用、発展された時代であると述べた。しかし、そもそも胡服が取り入れられ始めたのは、春秋戦国時代の趙の国の武靈王<sup>45</sup>によって紀元前306年に騎馬戦闘用に胡服を採用した際である。そして、南北朝時代を経て、唐代では一般に着用する公服等や、また、女性の間でも胡服が流行した。

このように、長らく中国で胡服は取り入れられてきたわけだが、襟の形はそうではないようで、唐代以後の胡服が取り入れられた頃から右衽に改められたようだ。

その背景として考えられるのが、中国の「中華思想<sup>46</sup>」である。中華思想は自己の文化を最高、天下の中心に位置づけ、それ以外のものは見下すというものである。つまり、中国にとって右衽は古来の伝統的な様式であり、正統な文化ということになると考えられる。反対に、中国の文化ではない左衽は見下す対象であるということだ。

では、日本がこの奈良時代において古来継続してきた左衽から右衽に改めた理由であるが、それは中国との交流の活発化ではないだろうか。日本は飛鳥時代以降、隋や唐との交流が盛んになった。そのため、唐から日本が蛮人に値すると思われるようになるための策であったと考えられる。

しかし、右襟の制が唱えられたからといって、すぐに全員に右衽が行き届いたのかというとそうではない。というのも、『続日本紀』では天平勝宝4年(752)の大仏開眼の際に左衽の衣服も着用されていたとし、加えて、正倉院宝物<sup>47</sup>には右衽の衣服が数多く見られるも、中には左衽のものも残っている。

また、前述したように右襟の制は初めて全国民に対して発布されたものである。言い換えれば、この時まで庶民にまでは右衽はまだ行き届いてお

らず、逆に上流階級には既に伝来していたということになるのではないだろうか。しかし、第2章で見た高松塚古墳壁画は左衽であった。

高松塚古墳が築造された時期であるが、上田正昭氏の『渡来の古代史 国のかたちをつくったのは誰か<sup>48)</sup>』によると、7世紀末葉から8世紀初めとしている。これらから、高松塚古墳の築造時期ではまだ伝来していなかったか、あるいは慣れない様式のため普及が遅れていたかのどちらかだろう。

以上のことから、奈良時代は左衽から右衽への移行時期であると言える。だが、高松塚古墳が左衽である理由を前述した後者とするならば、簡単には右衽は普及されなかったとも言える。これは、左衽が古来の日本の伝統的な衣服様式であり、全国民にとって根強い文化であることの象徴ではないだろうか。

さて、ここまで右衽への移行について述べてきたが、この時代の衣服はどのようなものだったのだろうか。

右襟の制の一方で四等官以上に対して把笏の制も指示されたことも先に述べたが、前述したよう

にこちらも唐制度の一つである。『続日本紀』によると「官人が礼服・朝服を着用した時威儀を整えるため」に持たれたもので、中国でも笏を持つ意義の一つとして日本同様の目的が存在した。

ところで、養老2年(718)に制定された養老令も大宝令同様に衣服令が制定され、礼服・朝服・制服の三公服についても制定されている。ただし、養老律令は大宝律令を改正したものであり、また、増田氏は「衣服令に関しては大宝令と養老令は大きな違いはないが、養老令の方がより唐風化が進んでいる」としており、その内容は異なる点もあるようだ。そして、笏についてだが、同じく『続日本紀』では大宝令にその記述が無いことから、笏は養老令で初めてつくられたものではないかとし、この笏も唐風化推進の一つとして採用されたことが窺える。

この養老令だが、養老令の注釈書である『令義解』と『令集解』からその内容を把握することができる。そして、『令集解』に笏の記述が見られる他、その他の服飾についてもその内容を知ることが可能である。下表は『令集解<sup>49)</sup>』と増田氏を参考に作成した各身分や役職と衣服の基本構成である。(表1)

(表1) 【養老令における衣服令のまとめ】

	身分・役職	共通点・基本的構成	
礼服	天皇	袞冕(袞冕十二章)	
	皇太子・親王・諸王・諸臣	冠・衣・笏・袴・帯・褶・襪(靴下)・烏(爪先が高く反らされた靴。)	
	内親王・女王・内命婦	宝髻(髻の根に金等の飾り)・衣・帯・褶・裙・襪・烏	
	武官	皂羅冠(武礼冠か? <sup>50)</sup> ・綉(冠の垂紐)・笏・襖(脇を縫い合わせない上衣。無欄)・裊襠(貫頭衣系・チョッキ)・帯・横刀・袴・靴(武官用)・行膝(袴の上から着用)	
朝服	親王・諸王・文官	頭巾(幘頭系)・衣・笏・袴・帯・襪・履(浅沓)・袋	
	内親王・女王・女官	衣・裙・帯・襪・履 ※女官六位以下は義髻(かもじ)	
	武官	督・佐	頭巾・襖・帯・横刀・襪・履・綉・袴
		主典以上	※綉：督・佐に表記無し。省略か。
	兵衛府	脛巾・弓箭	
制服	無位の男性・庶民男性	頭巾・袍・帯・襪・履あるいは草鞋	
	無位の女性・庶民女性	裙	

## 古代日本の衣服変遷とその背景

上表で着目したのは衣・袴・褶・脛巾である。しかし、これらを述べる前に天皇の礼服について触れておきたい。

上表では「養老令における衣服令」で天皇の礼服についてもまとめたが、実は天皇の衣服令については『令集解』では見られないのである。そもそも、天皇の礼服は養老令よりも後に定められ、『続日本紀』の天平4年(732)には「天皇始めて冕服を服す<sup>51</sup>」とされているように、当時の天皇である聖武天皇が初めて「冕服」を着用したのだ。

冕服(図12)は中国における祭服で、天子・皇太子・群臣が着用し、多種の冕服が存在した。その中には、上表で挙げた袞冕(冕冠+袞竜文様の衣)も存在する。増田氏によると、唐初期において皇帝の冕服は袞冕に統一され、また平安初期の元正朝賀儀には袞冕十二章という冕服を着用したという。このことから、天皇の礼服でも袞冕が採用されたと考えられる。

では、改めて着目した4つの服飾を見ていく。一つめは「衣」である。まず、礼服についてだが、ここで注意したいのが他の服飾もそうだが、『令集解』は服飾の配色や解説は記述されていないが、その形を具体的に捉えることは難しいということだ。そこで、礼服については『礼服着用図<sup>52</sup>』から各身分の礼服を捉えていきたい。一部に過ぎないが、『礼服着用図』の親王の礼服(図13)を見ると、袖口が今まで見てきたどの衣服よりも大きいことが窺える他、その衣も非常にゆったりして

いることが窺える。ただし、『礼服着用図』の出版時期は寛政8年(1796)であり、奈良時代との差は随分と開いてしまう。だが、天皇の冕服を見ても同じように大きな袖口とゆったりした衣は共通しており、これらは唐の衣服の特徴の一つでもある。従って、礼服での衣の特徴というのは、この大きな袖口と非常にゆったりとした衣であり、その形は唐の服を模していると言えるだろう。

その一方で、朝服は胡服形式のものが取り入れられた。前述したように、唐は公服等で胡服を取り入れている。「褐袖男子立俑」<sup>53</sup>(図14)を見てみると盤領で無襷の袍を着用している。当時の日本の朝服もこれに近いようで<sup>54</sup>、異なる点を挙げるならば唐は極めて細い筒袖であったのに対し、日本はそれよりは広がった筒袖であった。しかし、このように礼服に対して、細い袖とどちらかという体フィットした衣のようである。

というのも、朝服は朝廷内で出仕服として着用されたものである。そのため、動きやすい実用的な形として唐の胡服形式の服制に倣ったと思われる。

二つめは「袴」に注目したい。『令集解』では礼服・朝服ともに白袴としている。前章で大宝元年に白縛口袴と白脛裳の着用が規定され、後に後者はその着用を禁止されて白袴に改められたことを述べた。ここで着目したいのが、親王の礼服から窺えるように、着用している下衣は縛口袴ではないということだ。礼服は皇太子・親王などから窺えるように、五位以上の身分の高い者が着用する服で



(図12) 帝王聴法図壁画(模写)  
(敦煌莫高窟:中国甘肅省)



(図13) 親王代(『礼服着用図』より)



(図14) 褐袖男子立俑  
(京都国立博物館所蔵)

ある。だが、同じく直冠（五位以上）が履いていたはずの縛口袴がこの養老令の衣服令では見られず、代わりに裾が広い袴を履いている。実は、胡服と中国の伝統服装を結合した唐代の特徴を持つ「大口袴」という下衣がある。これは文字通り、裾の口が大きい袴を意味しているのだろう。そして、日本ではこの時代これに倣った袴を着用したのではないだろうか。また、恐らく朝服も同じものを履いていたと思われる。

三つめは礼服のみに見られる「褶」である。これは、天武11年において着用を禁止されたはずであるが、養老令の衣服令ではこれが存在したようだ。しかし、前章の飛鳥時代において天寿国繡帳で見た褶とはその様式が異なるようである。

それは、男性は袴の上に着用する女性の裳のようなもの、と変わりはないようだが、ただ、女性は『令集解』の「古記」や「跡記」から裾の下に着用されていたとしている。つまり、着用の仕方が異なるのだ。

だが、これまでの唐に倣った服制の中に、禁止されたはずの褶が奈良時代の養老令で復活している。増田氏はこの復活は褶が特殊な存在であることを意味しているとしている。また、冕服においても唐のものとは異なる配色などから「一部の装身具や文様など表層的な部分はそのままと採り入れたが、それ以外の基本的な部分はわが国独自にアレンジしたものであると推測される」としており、礼服は唐制に倣った服制でも日本独自の様式と異なる部分も多いようだ。これは、礼服の着用時が朝賀や即位など日本にとって大事な行事であるため、日本特有のものも入れたのではないだろうか。

そして最後に、「脛巾」である。朝服の武官それも兵衛府のみに見られるが、脛巾と同義である脛裳も褶と同じ時に着用を一度禁止され、その後再び着用を許されていたが慶雲3年に白袴にするよう改められている。こうして二度の着用廃止を経た脛巾が武官で着用されているのだ。これは、当時の武官が軍隊や警察、裁判に携わっていたことから、脛巾によってより動きやすさを求めたのではないだろうかと考える。

以上、4つの注目服飾を挙げてきたが、これらから統制の服飾以外で日本特有としてのものも見られた。しかし、やはり大半は唐の服飾を模して

いるようである。この4つの他にも笏を含め、襦襜、襖、各クツ（舄・履・靴）などは唐から伝来したものである。もちろんこれら以外や上表で挙げた服飾以外にも唐の服飾に倣ったものは多いのだ。

このように、奈良時代の日本ではこれまで以上に唐に近い衣服を着用していたことが窺えた。そして、増田氏によると、平安初期は唐風嗜好の文化の発展の中、日本の服飾が歴史上で最も唐風に近づいたという。

## おわりに

本論では衣服の変遷とその背景を見ていくために、全3章に分けてその様子を見てきた。第1章の古墳時代は、筒袖の腰下丈の上衣、禪、裳、そして左衽という特徴から、胡服系統のものが取り入れられたことが分かった。そのため、男女共に衣服の基本は朝鮮半島からのものであったことが窺えた。ただし、男性に限っては、胡服に中国の縛袴が融合したという考えから、同時に中国からの影響を受けているという結論に至った。第2章では、飛鳥時代では天寿国繡帳から、前代の古墳時代と同様に胡服系統の衣服に褶というスカート状のものが加わっただけの変化であった。この褶は、新羅からの影響である可能性が高く、当時はまだ朝鮮半島の衣服を取り入れていたことが窺えた。そして白鳳時代は飛鳥時代とは異なり、唐の漢民族の服制を模した大宝令における衣服令の制定など、唐の影響を受けたものが数多く出現してくる。ただ、完全に唐を模しているというわけではないことが分かった。そして第3章の奈良時代の衣服は『令集解』で見えた養老令の衣服令などから、どの時代よりも唐に倣った衣服であることが分かった。そして、古来の左衽が奈良時代に右衽へと移行された。これらからは当時の日本と中国の関係の強さが窺える。

このように、古代日本前期における衣服は朝鮮半島、そして中国からの影響を受けて成り立っていたということが分かった。つまり、日本独自の衣服を着用していたというわけではなく他国を模倣した衣服に頼っていたということだ。現代では、自分の好きなファッションを楽しむことが当たり前ではあるが、当時では自分の好きなものではな

く、決められた衣服を着用していたこと、そしてその服飾が用いられたことに、他国との関わりという背景が見られることなど、大変興味が増すばかりである。ただ、今回この卒業論文で挙げてきた衣服は一部を紹介したに過ぎない。ほとんどが制度の元に着用されたものであるため、庶民層が着用していたものや日常着を窺い知ることはできなかった。同じように定められたものを着ていたのか、それとももっと別なものを着用していたのか気になるところである。

<sup>1</sup> 本論では、衣服の形の変遷をたどるため、具体的な色や素材の記述は無いものとする。

<sup>2</sup> “こふんじだい【古墳時代】”, 国史大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/72e6b8cd/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz192880> (2021年11月23日参照)

<sup>3</sup> 『古事記』新編日本古典文学全集1, 小学館, 1997年, pp.48-51

<sup>4</sup> 『日本書紀①』新編日本古典文学全集2, 小学館, 1994年, pp.46-49

<sup>5</sup> 『古事記』新編日本古典文学全集1, 小学館, 1997年, pp.218-219

<sup>6</sup> 城倉正洋『デジタル技術でせまる人物埴輪 九十九里の古墳と出土遺物』吉川弘文館, 2017年。(図1)はp.107から引用、トレース。なお、トレースは著者による。以下同

<sup>7</sup> “埴輪 盛装女子”, ColBase (国立文化財機構所蔵統合検索システム), [https://colbase.nich.go.jp/collection\\_items/tnm/J-20915?locale=ja](https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/J-20915?locale=ja) (2021年11月24日参照)

<sup>8</sup> “埴輪 腰かける巫女”, ColBase (国立文化財機構所蔵統合検索システム), [https://colbase.nich.go.jp/collection\\_items/tnm/J-21160?locale=ja](https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/J-21160?locale=ja) (2021年12月3日参照)

<sup>9</sup> 塚田良道『埴輪を知ると古代日本人が見えてくる』洋泉社, 2015年

<sup>10</sup> 後藤守一「所謂袷袢状衣着用埴輪について」『考古学論叢』第三輯, 1936年

<sup>11</sup> 「ひさかたの 天の原より 生れ来る 神の命 奥山のさかきの枝に しらか付け 木綿取り付け

て 斎瓮を 斎ひ掘り据ゑ 竹玉をしじに貫き垂れ 鹿じもの 膝折り伏して たわやめのおすひ 取りかけ かくだにも 我は祈ひなむ 君に逢はじかも」『萬葉集』「大伴坂上郎女、神を祭る歌一首并せて短歌(歌番号379)」、新編日本古典文学全集6, 小学館, 1994年, pp.219-220

<sup>12</sup> “延喜式：校訂 上巻”, 国立国会図書館デジタルコレクション, コマ番号90, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1442211> (2021年11月25日参照)

<sup>13</sup> 高橋健自「大和国佐味田発見埴輪土偶に就いて」『考古学雑誌』第15巻第2号, 1925年

<sup>14</sup> 増田美子『日本衣服史』吉川弘文館, 2010年以下、増田氏と表記したものは全てこの書籍を参考したものである。

<sup>15</sup> “こーふく【胡服】”, 日本国語大辞典, Japan Knowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/5318c1e9/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=2002019ecd925r5882Fe> (2021年12月3日参照)

<sup>16</sup> 黄能馥・陳娟娟・黄鋼『中国服飾史図鑑 第一巻』科学出版社東京, 2018年  
なお、(図4)は本書のp.298から引用し、トレースしたものである。

<sup>17</sup> 華梅『中国服装史』白帝社2003年以下、華氏と表記したものは全て『中国服装史』を参考にしたものである。

<sup>18</sup> 古代中国の語学書。八巻。後漢の劉熙著。「爾雅」にならって、文字の意味や物事の名に関し、同音の語によって語源を解いたもの。影響を受けたものに、貝原益軒の「日本積名」などがある。

“しゃくーみょう[・ミャウ]【積名】”【二】, 日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/72e6b8cd/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=200201fb11ddTtTQ6F16> (2021年12月9日参照)

なお、引用箇所は華梅『中国服装史』より。P.74「『宋書』と『隋書』には、褲褶を着たものは行動をしやすくするために、多くの場合、絹の帯を三尺の長さに切り、それで袴の膝下をしっかりと結んだ」

華梅『中国服装史』【縛褲】より引用

- <sup>20</sup> 書名。四卷。漢の史游(しゆう)の著。物の名や人の姓などを説明したもの。  
 “【急就篇】きゆう(きふ)しゆう(しう)へん”, 新選漢和辞典 Web 版, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/65ee5efb/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=20028kan06100480000#juku0130> (2021年12月9日参照)  
 なお、引用箇所は華梅『中国服装史』より。P.74
- <sup>21</sup> 平山郁夫『高句麗壁画古墳』社団法人共同通信社, 2005年。(図5)はp.248より引用、トレース。また、(図6)はp.124から引用、トレースしたものである。
- <sup>22</sup> 尾崎孝宏「日本在来馬の歴史の変遷と現状」『鹿大史学』2012年, 59巻, pp.15-28
- <sup>23</sup> “飛鳥時代”, 国史大辞典, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/4d2950d8/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz009390> (2021年12月4日参照)
- <sup>24</sup> “はくほうーじだい【白鳳時代】”, 日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/4d2950d8/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=200203598f20j1BdRR60> (2021年12月5日参照)
- <sup>25</sup> 石原道博『新訂 魏志倭人伝 他三篇ー中国正史日本伝(1)』岩波書店, 1951年
- <sup>26</sup> “日本服飾史 HP”, <https://costume.iz2.or.jp/> (2021年12月6日参照)
- <sup>27</sup> “チョゴリ【赤古里・襦】”, 日本国語辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/41ada877/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=200202c78e7fA6Su8cc2> (2021年12月6日参照)
- <sup>28</sup> 黄能馥・陳娟娟・黄鋼『中国服飾史図鑑 第二卷』科学出版社東京, 2019年  
 なお、(図9)はp.28から、(図12)はp.26から引用、トレースしたものである。
- <sup>29</sup> 『日本書紀②』新編日本古典文学全集3, 小学館, 1996年, pp.550-551
- <sup>30</sup> “令集解 第二: 卷第二十九, 衣服令”, 国立国会図書館デジタルコレクション, コマ番号116, <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1878432> (2021年12月8日参照)
- <sup>31</sup> “裳”, 国史大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/6c3a9aab/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz471940> (2021年12月8日参照)
- <sup>32</sup> 上田正昭『図説 日本文化の歴史② 飛鳥・白鳳』, 小学館, 1979年  
 (図7): 表紙から加工して引用、トレース  
 (図8): p.13から加工して引用、トレース  
 (図10): p.142から引用、トレース  
 (図11): p.141から引用、トレース
- <sup>33</sup> 鳥越憲三郎『中国正史倭人・倭国伝全釈』, 中央公論新社, 2004年, p.230
- <sup>34</sup> “冠位十二階”, 日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/6c3a9aab/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000060432> (2021年12月9日参照)
- <sup>35</sup> 曹圭和「百済服飾研究」『服飾美学』, 第10号, 1981年, pp.98-112
- <sup>36</sup> 池田温(編)『古代を考える 唐と日本』吉川弘文館, 1992年  
 なお、本書の石井正敏氏「四 外交関係ー遣唐使を中心にー」(pp.70-96)を参考部分とする
- <sup>37</sup> 『日本書紀③』新編日本古典文学全集4, 小学館, 1998年, p.416
- <sup>38</sup> “はばき【脛巾・行纏・脛衣】”, 日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/5181a4b0/https/japanknowledge.com/lib/display/?kw=%E8%84%9B%E8%A3%B3&lid=2002036c2144V7Da5N5Y> (2021年12月17日参照)
- <sup>39</sup> 『日本書紀③』新編日本古典文学全集4, 小学館, 1998年, pp.436-437
- <sup>40</sup> “けい【圭】”, 日本国語大辞典, JapanKnowledge, <https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/23b407ba/https/japanknowledge.com/lib/display/?lid=200201513be48RKDbDoO> (2021年12月21日参照)
- <sup>41</sup> 『日本書紀③』新編日本古典文学全集4, 小学館, 1998年, p.419
- <sup>42</sup> 『続日本紀一』新古典文学大系12, 岩波書店, 1989年, p.37

- <sup>43</sup> “奈良時代”，国史大辞典，JapanKnowledge，<https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/23b407ba/https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30010zz363630>（2021年12月27日参照）
- <sup>44</sup> 『続日本紀二』新古典文学大系13，岩波書店，1990年，p.53
- <sup>45</sup> “ちょう（の）ふれいおう【趙武靈王】”，岩波世界人名大辞典，JapanKnowledge，[https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/23b407ba/https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=52030192580t035900\\_000](https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/23b407ba/https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=52030192580t035900_000)（2021年12月29日参照）
- <sup>46</sup> “中華思想”，日本大百科全書（ニッポニカ），JapanKnowledge，<https://sslvpn2.kuas.ac.jp/proxy/23b407ba/https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000151684>（2021年12月29日参照）
- <sup>47</sup> “正倉院宝物検索”，宮内庁HP，<https://shosoin.kunaicho.go.jp/search/>（2021年12月30日参照）
- <sup>48</sup> 上田正昭『渡来の古代史 国のかたちをつくったのは誰か』，角川学芸出版，2013年
- <sup>49</sup> “令集解 第二：卷第二十九，衣服令”，国立国会図書館デジタルコレクション，コマ番号116-124 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1878432>（2022年1月2日参照）
- <sup>50</sup> 「衣服令での武官の礼服時の冠は「皐羅冠」と記されているが、平安前期成立の『延喜式』では大儀の冠は「武礼冠」と記されている（巻四十五左右近衛府条）。」  
増田美子『日本衣服史』吉川弘文館，2010年，p.84より
- <sup>51</sup> 『続日本紀二』新日本古典文学大系13，岩波書店，1990年，p.255
- <sup>52</sup> “礼服着用図”，国立国会図書館デジタルコレクション，<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2540804>（2022年1月4日参照）  
（図13）はコマ番号9より引用、トレース
- <sup>53</sup> “褐紬男子立俑”，ColBase（国立文化財機構所蔵統合検索システム），[https://colbase.nich.go.jp/collection\\_items/kyohaku/G%E7%94%B2499?locale=ja](https://colbase.nich.go.jp/collection_items/kyohaku/G%E7%94%B2499?locale=ja)（2022年1月5日参照）
- <sup>54</sup> 黛道弘『図説 日本文化の歴史③奈良』小学館，1979年，p.138の「朝服の復元」より